

令和6年育児・介護休業法改正を踏まえた実務的な介護両立支援の 具体化に関する研究会 開催要綱

1 趣旨

令和6年育児・介護休業法改正により、仕事と介護の両立支援制度を十分活用できないまま介護離職に至ることを防止するため、本年4月より

- ①介護に直面した労働者が申出をした場合の両立支援制度等に関する個別周知・意向確認（育児・介護休業法第21条第2項）
- ②介護に直面する前の早期の情報提供（育児・介護休業法第21条第3項）
- ③介護休業、介護両立支援制度等に係る雇用環境の整備の措置（育児・介護休業法第22条第2項及び第4項）

が事業主に義務付けられた。

これらの制度に対応するための体制整備を含め、事業主による仕事と介護の両立支援の取組が有機的に連携され、より一層の効果を上げられるようにする観点から、実務的な介護両立支援の具体化に関する研究会を開催し、支援ツール（ガイドライン（仮称））の作成等の検討を行う。

2 主な検討事項

- （1）効果的な介護両立支援制度等に係る雇用環境の整備のあり方
- （2）効果的な介護に直面する前の早期の情報提供のあり方
- （3）効果的な介護に直面した労働者が申出をした場合の両立支援制度等に関する個別周知・意向確認のあり方
- （4）効果的な（1）～（3）の「連携のイメージ」

3 運営

- （1）本研究会は、雇用環境・均等局長が有識者の参集を求めて開催する。
- （2）本研究会には、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- （3）本研究会の座長は、参集者の中から互選により選出し、座長代理は、必要に応じて座長が指名する。
- （4）本研究会の庶務は、雇用環境・均等局職業生活両立課で処理する。

令和6年育児・介護休業法改正を踏まえた実務的な介護両立支援の
具体化に関する研究会 参集者名簿

(50音順、敬称略)

氏 名	役 職
池田 心豪	労働政策研究・研修機構 副統括研究員
大嶋 寧子	リクルートワークス研究所 主任研究員
川内 潤	NPO 法人となりのかいご代表理事
佐藤 弘太	日本商工会議所産業政策第二部課長
佐藤 博樹	東京大学名誉教授
菅村 裕子	日本労働組合総連合会総合政策推進局 ジェンダー平等・多様性推進局長
原田 豪	(一社)日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹

研究会の公開の取扱いについて(案)

本研究会、会議資料及び議事録については、原則として公開する。

ただし、以下に該当する場合であって、座長が非公開が妥当であると判断した場合には、非公開とする。

なお、非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開する。

- ① 個人に関する情報を保護する必要がある。
- ② 特定の個人等にかかわる専門的事項を審議するため、公開すると外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるとともに、委員の適切な選考が困難となるおそれがある。
- ③ 公開することにより、市場に影響を及ぼすなど、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。
- ④ 公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある。
- ⑤ 公開することにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。

※ 上記①～⑤は、厚生労働省が定める「審議会等会合の公開に関する指針」における審議会等会合の公開に関する考え方に準拠するもの